

## 平成23年第2回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 6月8日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○報告第 1号 平成22年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について	8
○報告第 2号 平成22年度板倉町一般会計事故繰越しの報告について	8
○報告第 3号 平成22年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について	8
○報告第 4号 平成22年度板倉町土地開発公社事業報告及び決算について	9
○報告第 5号 平成23年度板倉町土地開発公社事業計画及び予算について	9
○議案第33号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	10
○議案第34号 板倉町税条例の一部改正について	11
○議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	13
○議案第36号 板倉町立板倉中学校屋内運動場耐震補強・改修・増築工事の契約について	14
○議案第37号 町道路線の認定について	16
○議案第38号 平成23年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について	17
○議案第39号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	32
○答弁の補足と訂正	33
○発議第 4号 合併問題特別委員会の設置について	34
○発議第 5号 議会改革特別委員会の設置について	34
○発議第 6号 板倉ニュータウン企業誘致特別委員会の設置について	34

○発議第 7号 板倉高校教育環境対策特別委員会の設置について .....	3 4
○発議第 8号 議会広報特別委員会の設置について .....	3 5
○農業委員会委員の推薦について .....	3 5
○散会の宣告 .....	3 6
散 会 (午前 11時28分) .....	3 6

第2日 6月9日(木曜日)

○議事日程 .....	3 7
○出席議員 .....	3 7
○欠席議員 .....	3 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	3 7
○職務のため出席した者の職氏名 .....	3 7
開 議 (午前 9時00分) .....	3 9
○開議の宣告 .....	3 9
○諸般の報告 .....	3 9
○一般質問 .....	3 9
秋 山 豊 子 さん .....	3 9
小森谷 幸 雄 君 .....	5 3
荒 井 英 世 君 .....	6 7
川野辺 達 也 君 .....	7 5
市 川 初 江 さん .....	8 8
青 木 秀 夫 君 .....	9 7
○散会の宣告 .....	1 1 0
散 会 (午後 4時10分) .....	1 1 0

第8日 6月15日(水曜日)

○議事日程 .....	1 1 1
○出席議員 .....	1 1 1
○欠席議員 .....	1 1 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	1 1 1
○職務のため出席した者の職氏名 .....	1 1 2
開 議 (午前 9時00分) .....	1 1 3
○開議の宣告 .....	1 1 3
○日程の追加 .....	1 1 3
○小森谷幸雄君の議会広報特別委員会委員の辞任 .....	1 1 3
○議会広報特別委員会委員の補充選任 .....	1 1 3

○議員派遣の件 .....	1 1 3
○閉会中の継続調査・審査について .....	1 1 4
○町長あいさつ .....	1 1 4
○閉会の宣告 .....	1 1 5
閉    会    （午前 9時10分） .....	1 1 6

板倉町告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成23年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年6月3日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成23年6月8日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 1 名 )

1 番	今 村 好 市 君	2 番	荒 井 英 世 君
3 番	川 野 辺 達 也 君	4 番	延 山 宗 一 君
5 番	小 森 谷 幸 雄 君	7 番	黒 野 一 郎 君
8 番	市 川 初 江 さん	9 番	青 木 秀 夫 君
1 0 番	秋 山 豊 子 さん	1 1 番	荻 野 美 友 君
1 2 番	野 中 嘉 之 君		

○ 不 応 招 議 員 ( 1 名 )

6 番 石 山 徳 司 君

## 平成23年第2回板倉町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成23年6月8日（水）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 平成22年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について  
報告第 2号 平成22年度板倉町一般会計事故繰越しの報告について  
報告第 3号 平成22年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について  
報告第 4号 平成22年度板倉町土地開発公社事業報告及び決算について  
報告第 5号 平成23年度板倉町土地開発公社事業計画及び予算について
- 日程第 4 議案第33号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第34号 板倉町税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第36号 板倉町立板倉中学校屋内運動場耐震補強・改修・増築工事の契約について
- 日程第 8 議案第37号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第38号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第39号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 発議第 4号 合併問題特別委員会の設置について
- 日程第12 発議第 5号 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第13 発議第 6号 板倉ニュータウン企業誘致特別委員会の設置について
- 日程第14 発議第 7号 板倉高校教育環境対策特別委員会の設置について
- 日程第15 発議第 8号 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第16 農業委員会委員の推薦について

---

### ○出席議員（11名）

1番	今村好市君	2番	荒井英世君
3番	川野辺達也君	4番	延山宗一君
5番	小森谷幸雄君	7番	黒野一郎君
8番	市川初江さん	9番	青木秀夫君
10番	秋山豊子さん	11番	荻野美友君
12番	野中嘉之君		

### ○欠席議員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原	実 君
教 育 長	鈴 木	実 君
総 務 課 長	田 口	茂 君
企画財政課長	中 里 重	義 君
戸籍税務課長	長 谷 川 健	一 君
環境水道課長	鈴 木	渡 君
福 祉 課 長	永 井 政	由 君
健康介護課長	小 嶋	栄 君
産業振興課長	山 口 秀	雄 君
都市建設課長	小 野 田 国	雄 君
会 計 管 理 者	荒 井 利	和 君
教 育 委 員 会 長 教 事 務 局 長	根 岸 一	仁 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	山 口 秀	雄 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 野 田 吉	一 年
庶務議事係長	伊 藤 泰	年
行政安全係長兼 議事事務局書記	根 岸 光	男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第67号をもって招集されました平成23年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長あいさつ

○議長(野中嘉之君) 日程に入るに前に、町長よりあいさつしたい旨申し出がありましたので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。本日は、いつものとおりでございますが、公私とも何かとお忙しい中を第2回定例会を招集をいたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

はや今年も半年を迎えようとしておりますが、田植え作業も例年どおり行われているようでございまして、ついこの間の東日本大震災がもたらした原発事故による放射能汚染の影響が心配された時点では、多くの農家から稲の作付をして大丈夫なのかとか、あるいは秋になって米が売れるのかとか、非常に心配をされた声も多く聞こえたわけではありますが、とりあえずはそれらも踏まえながら、不安材料が払拭をされたわけではありませんけれども、田植えが進んでいるということについては、安心をしているところでもございます。

また、水害の歴史を持つ本町といたしまして、万が一の安心、安全をどう担保するか、昨年から国土交通省さんのご支援をいただきながら、初動マニュアルの作成に向けて自主防災のあり方を含め、町民の皆様と一緒にその具現化のための研修や、あるいは講習会、あるいはこれから訓練も展開をする計画でありますので、よろしくご協力のほどお願いをしたいと思います。

さて、皆様もご承知のとおり、国政におきましては先週から今週にかけてといたしますが、現管内閣への不信任決議案が提出され、反対多数で否決をされたわけでありましたが、その後の一定のめどという総理の発言が問題となったようでございまして、辞任する時期がいつにするかなど、さらに混迷、混乱を深めている状況が現在も続いているところであろうと見受けております。野党はもちろんでありますが、与党の民主党の中でさえ批判の声が上がっている状況でございまして、そもそも今回の不信任決議については、大震災や原発処理への対応のまずさ、放射能汚染情報の隠ぺい体質等があるのではないかと言われたような、そういった面に対する指摘が非常に多く出ている状況の中で行われ、被災された方や、またその地域にとって、そして困難をきわめる原発処理に当たっているそういった方々の総合的な心情も無視した形で、いわゆる党利党略、派利派略的な形で行われているのではないかということの大きな疑問の声さえ出ている現状でございます。真に被災者のために復旧、復興を図るよう復旧、復興基本法や第2次補正予算などの関連法案を一日も早く成立をさせ、与野党が一丸となって、そして被災地と一緒に、災害の復旧、復興に取り組まれることを国に対して、あるいは国会議員各位に対して、切に願っているところでもございます。

経済面におきましては、自動車部品などの資材不足による企業活動への影響が既に出ておるようであります。これから暑い夏を迎え実施される節電対策が、そういった企業も含め経済活動へ及ぼす影響も心配されるところでもあります。既に大企業ではサマータイムあるいは休日シフト、在宅勤務あるいは夏季休暇の拡大、あるいは週休3日とかさまざまな考え方を踏まえて、その導入をすることで節電の対応を図るようでございますが、関連する中小企業についても、それらを実施されたとしても、大きな影響を受けるわけでありまして、非常に大変なことだと思っております。これらの対応が現状の企業活動をさらに低下をさせるということにつながることは必然であるわけでありまして、そういった今後の経済情勢に大きく心配をしているのは、私だけではないと思っております。さらに、企業によっては、この際に生産活動の拠点をさらに外国へというような、日本国、我が国としては非常に好ましくない方向に移さざるを得ないような方向性を持った企業も出ているような状況も見受けられるようでありまして、国内産業の空洞化に拍車がかかる懸念というのは、当然さらに出てくるというようでもあります。

また、最近では、社会保障と税の一体改革の社会保障改革案がまとまったとの報道がございまして、消費税の引き上げについても言及をされておるようであります。安定財源確保のため2015年度までに消費税を10%へ引き上げる必要があるとの内容が含まれておりますので、経済にもこれまた悪影響が出ないように慎重に結論を導き出していきたいと思っておりますところでもございます。

また、先ほども申し上げましたが、大震災の影響は当町においてもさまざまな面が出てきております。役場では、もちろん6月1日から15%以上の節電を目標にして、クールビズの取り組みを始めております。ノーネクタイやノージャケットなど、夏場の暑さに対処できるような服装で仕事をする事となりましたが、あくまでこれについては目的があつてのことでありまして、効果が出ずに、見てただだらしのないというようなそういった状況だけは、避けたいというふうにも思っております。そのほかにも職員の残業時間等についても、町民の声として、何時間も残業している職員が現実にいるが、本当に仕事があつてのことなのかとか、そういった疑問の声を届いております関係上、節電を効果的に行うという観点からも、一部の職員で、例えば残業している方がおられますと、照明灯はフロア全体の電気を使用するということにもなりますので、望ましくないということもありまして、6月7日、きのうから、とりあえず週1回ノー残業デーとして、今後6時からは照明灯を使えないように決めさせていただいたところでございますし、きのうから実施をしたということでございます。

したがって、会議等についても、原則火曜日には設定をしないようにしたいとも考えておりますので、やむを得ない特別の場合は別として、町民の皆様にもそういった事情をご理解していただくべくお願いをしたいと思っております。

また、節電については、行政として率先して着実に実行することが大切でありますし、検証を行いながら成果を残したいと考えております。また、これを機会に、職員の残業のあり方全般についても職員とともに事務事業の効率的な執行に努めていただくべく、そういった残業時間の削減等につなげられるよう、ひいては財政効果が上げられるように、経済効果が上げられるように、努力をしたいと思っておりますところでもあります。取り組みの結果については、一定の期間が過ぎましたが、果たして電気料がどの程度節約できたのかという、いわゆるそういった目的の成果を議会にもおつなぎをしたいというふうに思っております。

そのほかにも、さまざまな形で大震災の影響が出ておりますが、町の重要施策の一つであります企業誘致

においても、引き合いのあるすべての企業ではございませんけれども、ほぼ誘致が決まりかけていた企業におきましても先の見通しが立てられないとの先方の判断によりまして、先延ばしの状況になってしまった事例等や、例えば夏、7月末に行われておりました板倉まつり等々、そういった面についても秋に延期をして行うことなど、いろんな分野に影響が出ていることは事実でございます。

現状では、明るい話題が非常に少ないわけではありますが、今回の補正予算に計上させていただきました除川地内の頭沼水路整備事業につきましては、たびたび過去5回も地元から陳情が出たという経緯もありまして、町としても整備することの必要性は十分あったわけではありますが、なかなか財政との絡みも含め、その重要性の認識はあったわけですが、着手ができなかったという経緯もあったわけですが、今回県営事業の補助事業として実施ができる運びとなりましたので、地権者を初め関係者の協力を得て、整備を行いたいと思っております。

今現在23年度の各般にわたる諸事業が展開をされておるわけではありますが、事に当たるときはその都度議会にご相談申し上げ、またご指導、ご進言をいただきながら、着実に目標が達成できるよう努力する所存でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

本日6月の定例会につきましては、議案第33号から39号を上程させていただきました。各位のご協力により慎重審議をいただきまして、ご決定賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

### ○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から月例監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から平成22年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告が報告第1号で提出されております。

次に、平成22年度板倉町一般会計事故繰越しの報告が報告第2号で提出されております。

次に、平成22年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告が報告第3号で提出されております。

次に、平成22年度板倉町土地開発公社事業報告及び決算について、また平成23年度土地開発公社事業計画及び予算についてを地方自治法第243条の3第2項の規定により報告第4号及び報告第5号で提出されております。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は7件、議長発議提出が5件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

3番 川野辺 達也 君

4番 延山 宗一 君

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、6月2日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告を申し上げます。

本件については、6月2日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日8日から15日までの8日間ということでございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、提出者から報告第1号から報告第5号について一括報告を行います。次に、議案第33号から議案第39号について、提出者から各議案説明の後、各議案ごとに審議、決定をいたします。

続いて、発議第4号から発議第8号について、審議、決定をいたします。さらに、板倉町農業委員会委員の推薦を行い、第1日目の議事日程を終了いたします。

第2日目の9日には、一般質問を行います。

10日から12日までを休会とし、第6日目、13日の午前中は総務文教福祉常任委員会を、午後は産業建設生活常任委員会を開催し、それぞれ所管の事務調査を行います。

14日は休会とし、第8日目、最終日の15日には、議員派遣の件と閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から15日までの8日間と決定しました。

---

○報告第1号 平成22年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

報告第2号 平成22年度板倉町一般会計事故繰越しの報告について

報告第3号 平成22年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について

**報告第4号 平成22年度板倉町土地開発公社事業報告及び決算について**

**報告第5号 平成23年度板倉町土地開発公社事業計画及び予算について**

○議長（野中嘉之君） 日程第3、報告第1号 平成22年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について、報告第2号 平成22年度板倉町一般会計事故繰越しの報告について、報告第3号 平成22年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について、報告第4号 平成22年度板倉町土地開発公社事業報告及び決算について、報告第5号 平成23年度板倉町土地開発公社事業計画及び予算について、以上5件を一括して議題といたします。

町長から報告を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、報告第1号から報告第5号までの報告事項につきまして、一括してご説明申し上げたいと思います。

初めに、報告第1号 平成22年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてをご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費繰り越しをいたしましたので、同法施行令第146条第2項により報告をするものでございます。

繰り越しをいたしません事業については、町議会議員選挙を含む10事業であり、翌年度への繰越額の総額は2億4,986万7,000円でございます。この財源内訳といたしましては、国県支出金で6,666万9,000円、地方債で9,510万円、一般財源で8,809万8,000円でございます。

以上で1号の報告といたします。

次に、報告第2号、同じく平成22年度板倉町一般会計事故繰越しの報告についてでございますが、本報告は地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により事故繰越をいたしましたので、同法施行令第150条第3項により裏面の繰越計算書のとおり報告をするものでございます。

事故繰越とは、避けがたい事故のために年度内に支出が終わらなかった予算を翌年度に繰り越すというそういった意味合いのもので、使用することができるものでございます。具体的には、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業として実施をしました緊急町単独道路整備事業の2-17号線、西岡新田喜久丸商会さん付近であります。及び、緊急町単独道路補修事業の2-33号線、岩田こっけい屋さんから北西へ向かって延びる道路であります。

去る3月11日に発生をした東北地方太平洋沖地震の影響によりまして、燃料や資材不足のそういった経緯がございまして、結果として工事が停滞をし、年度内に完了しなかったということでございます。そのため、緊急町単独道路整備事業については780万9,500円、緊急町単独道路補修事業については674万2,000円の合計1,455万1,000と500円を平成23年度に繰り越すものでございまして、その財源内訳は地域活性化きめ細かな臨時交付金が750万7,000円、差額が一般財源704万4,500円となっております。

以上で報告第2号の報告を終わります。

続いて、第3号でございますが、平成22年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告についてでございますが、本案につきましては地方公営企業第26条第1項及び第2項の規定により予算の繰り越しをさせていただきましたので、同条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画を議会に報告をする

ものでございます。

本繰り越しにつきましては、平成22年度内に竣工予定でありました東浄水場ろ過機改修工事及び北部用水路地区ほか事業関係関連配水管布設替工事に関するものでございます。東浄水場ろ過機改修工事につきましては、水源の7号井戸の水質変化の影響を受け、同水源の改修工事後に本工事を着手する必要があるため工期を延長し、予算額391万6,500円を繰り越しをしたものでございます。

ほか事業関連配水管布設替工事につきましては、過日に発生いたしました同じく震災の影響を受け、関連の県事業の工期延長に伴い本工事の工期を延長せざるを得なくなり、予算額322万3,500円を繰り越しをいたしましたところでございます。

なお、繰り越しをいたしました予算額の財源としましては、減債積立金を補てん財源としております。

以上で3号についての報告を終わります。

続いて、報告第4号、同じく平成22年度板倉町土地開発公社事業報告及び決算についてでございます。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の事業報告及び決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。平成22年度の主な事業といたしまして、新センター用地4万3,055平米の町への売却であります。

なお、本件につきましては、町の監査委員から決算について適正に処理されている旨の報告をいただいております。

以上が第4号の報告であります。

続いて、報告第5号 平成23年度板倉町土地開発公社事業計画及び予算についてでございますが、本件につきましては、板倉町が出資している土地開発公社の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項に規定により同じく議会に報告するものであります。平成23年度の主な事業といたしましては、板倉ゴルフ場関係の用地調整業務であります。

そういったことで、そのほかの事業については見込んでいないということでありまして、以上報告第1号から第5号までを一括してご説明申し上げましたが、ご了解くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 以上で報告第1号から報告第5号を終わります。

---

### ○議案第33号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第4、議案第33号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速議案第33号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員3名のうち野口勇君が、平成23年7月31日をもって2期6年の任期満了となることに伴う後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人事を行いました結果、氏名、和田利男君、生年月日、昭和22年11月30日、

住所、板倉町大字下五箇1751番地を選任いたしたく、地方税法423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

和田利男君につきましては、人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、町行政にも積極的に関わっていただいていることから、適任者として選任したいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましては、人事案件でもございますので、担当課長の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は同意することに決定しました。

---

#### ○議案第34号 板倉町税条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、議案第34号 板倉町税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第34号 板倉町税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、平成23年4月27日、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、板倉町税条例におきましても所要の改正を行おうとするものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

〔戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇〕

○戸籍税務課長（長谷川健一君） お世話になります。それでは、私のほうから議案第34号 板倉町税条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

先ほど町長が提案理由で申し上げたとおり、地方税法の一部改正に伴い町税条例の改正が必要となったものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。今回の板倉町税条例の一部を改正する条例でございますが、条例の追加をするものでございます。追加の内容につきましては、附則の第21条に、第22条、東日本

大震災に係る雑損控除等の特例、第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例、第24条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、附則の追加を行うものでございます。

まず、1ページの第22条でございますが、その中の1項ですが、これにつきましては、地方税法附則第42条第3項の新設に伴う規定の整備でございます。東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、平成22年度において生じた特例損失金額として、平成23年度個人住民税で適用することができるものとする規定を加えるものでございます。2項でございますが、2項につきましては、地方自治法施行令附則第24条第10項の新設に伴う規定整備でございます。これは、1項の規定の適用を受ける特例損失金額が平成24年度以後に生じたものである場合は、平成23年とあるのは当該特例損失金額が生じた年として適用する規定でございます。

下から4行目の3項でございますが、3項につきましては、地方自治法施行令附則第25条第3項の新設に伴う規定を整理するものでございます。第1項の場合において、納税義務者と生計を一にする者の損失金額、親族資産損失額でございますけれども、それがあつた場合の規定の整備でございます。

2ページをお願いしたいと思います。4項でございますが、地方自治法施行令附則第25条第4項の新設に伴う規定整備でございます。生計を一にする者の損失金額が平成24年度以後に生じたものである場合の規定を整備するものでございます。

5項でございますが、地方税附則第42条第4項の新設に伴う規定整備でございます。東日本大震災による雑損控除の特例は、申告書に適用を受けようとする旨の記載がある場合に適用するという規定でございます。

次に、中ほどの第23条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございます。これにつきましては、地方税附則第45条第2項の新設に伴う規定整備でございます。住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなかつた場合においても、平成25年度以降の残存期間について引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができるものとする規定でございます。平成24年1月1日から施行するものでございます。

次に、3ページの上から7行目になりますか、第24条でございます。東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございます。

1項につきましては、地方税附則第56条第5項の規定に基づく規定整備でございます。東日本大震災により滅失または損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地、被災住宅用地と申し上げますが、について、平成24年度から平成33年度までの固定資産税において、当該土地を住宅用地とみなす特例の適用に当たり、必要となる納税義務者の申告について規定するものでございます。

2項でございます。地方税法附則第56条第5項の規定に基づく規定整備でございます。被災住宅用地については、平成24年度から平成33年度までの固定資産税については、町税条例第74条の住宅用地の申告の規定を適用せず、町長への申告書の提出を必要としないという内容でございます。

次に、下から5行目の第3項でございます。3項につきましては、地方税附則第56条第4項の規定に基づく規定整備でございます。被災区分の所有家屋の敷地の用に供されていた土地、特定被災共用土地でございますが、に係る固定資産税の案分の申し出等についての内容となっております。

最後に、4ページをお願いしたいと思います。4ページの中ほどの4項でございます。4項につきましては

は、地方税附則第56条第9項の規定に基づく規定整備を行うものでございまして、特定被災共用土地が仮換地であった場合の読みかえ規定でございまして。

最後に、附則になりますが、改正後の条例は公布の日から施行し、東日本大震災に係る地方税法の一部改正が施行となった平成23年4月27日にさかのぼって適用し、ただし附則第23条の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用基準の特例につきましては、平成24年1月1日から施行という内容になっております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（野中嘉之君） 日程第6、議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第35号でございます。群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である藤岡市並びに高崎市ガス企業団が、平成23年7月31日限りで解散をすることに伴う本組規約の変更でございます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の構成市町村と協議を行うとなっております。その関係でお諮りをするものでございます。

以上、群馬県市町村総合事務組合の規約変更についての説明でございます。よろしくご審議上、ご決定、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第36号 板倉町立板倉中学校屋内運動場耐震補強・改修・増築工事の契約について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、議案第36号 板倉町立板倉中学校屋内運動場耐震補強・改修・増築工事の契約についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 提案理由を申し上げます。

議案第36号でございます。板倉町立板倉中学校屋内運動場体育館の耐震補強及び改修及び増築工事の契約についてということであります。

本案につきましては、板倉町立板倉中学校屋内運動場耐震補強、改修、増築工事に係る入札を執行し、請負契約の締結をするに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当局長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、決定をいただければと思っております。

よろしく願います。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇〕

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） それでは、ご説明のほうを行います。

議案第36号 板倉町立板倉中学校屋内運動場耐震補強・改修・増築工事の契約についてご説明申し上げます。なお、この件につきましては、5月31日に入札を執行しております。

お手元の資料の初めにあります1の契約の目的ですが、板倉町立板倉中学校屋内運動場耐震補強・改修・増築工事です。

2の工事場所は、板倉町大字板倉地内です。

3の契約金額は8,925万円、うち消費税425万円となっております。

4の契約の方法についてですが、指名競争入札です。

5の契約の相手につきましては、本田・藤板倉町立板倉中学校屋内運動場耐震補強・補修・改築工事特定建設工事共同企業体です。

なお、5月31日の入札に当たりましては、5つの共同企業体により執行いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 4番、延山宗一です。

中学校の屋内運動場の耐震補強、改修なのですけれども、一括での8,900万円ということなのですけれども、それぞれの金額はわかりますか。お願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 恐れ入りますが、一括の金額ということになっておりまして、それぞれ別々の明細のほうはただいま手元にございませぬので、後ほど調べさせていただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） この金額が出たということは、当然それぞれの金額はわかりますよね。

[「そうですね」と言う人あり]

○4番（延山宗一君） それと、5カ所の業者が入札に参入したということなのですけれども、それぞれの金額、また会社の名前が、差し支えなければお願いしたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） それぞれの金額ということですが、価格の順番に申し上げたいと思っております。

なお、価格につきましては税込みということになります。

2番目ですが、徳川・福地共同企業体8,998万5,000円、3番目ですが、石橋・石川共同企業体9,072万円、4番目の石川・斎藤共同企業体9,082万5,000円、最後になりますが、関口・尾崎共同企業体9,103万5,000円。

以上でございます。

○4番（延山宗一君） ありがとうございます。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 11番、荻野です。私も延山君と同じだったのですけれども、もう一点だけお聞きしたいと思っております。

仮に改修、耐震等々しないで、同じぐらいの建物を新築した場合にはどのぐらいの予算でできるのか、その辺もひっくるめての耐震をお願いしたいと思うのですけれども、その辺わかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） ただいまの荻野議員の質問にお答えをいたしますが、改めて新築をする場合の詳細な積算はいたしたことはございませんでして、近隣の事例を申し上げますと、北川辺の体育館が4億円ほどかかっているということを聞いておりますので、同じに新築するとすれば、その内容にもよりますが、4億円程度はかかってしまうだろうというように見ております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） いろいろ計算した上での耐震補強だと思います。

別に異論はございませんけれども、これから何年もつか、新築した場合は何年もつか、また使い方等々もあると思うのですけれども、十二分にご検討された結果だと思いますので、よかったなと思っております。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第37号 町道路線の認定について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、議案第37号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第37号 町道路線の認定についてでございます。

今回認定をお願いいたします路線は、板倉ニュータウン建設事業の施行に伴う道路形態の変更等に伴い認定をするものでございます。

これについては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第37号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

初めに、2ページの認定路線図をごらんいただきたいと思っております。

認定路線図になりますけれども、板倉ニュータウン泉野地区産業団地の造成工事に伴いまして、区画道路

が整備されたことから、町道3516号線、3517号線、3518号線、3519号線の4路線を新たに認定をするものがあります。

次に、3ページをお願いしたいと思います。町道3520号線になりますけれども、ニュータウン事業実施に伴いまして路線の廃止を行いましたけれども、地域住民の利便性を考慮いたしまして、既存道路を再認定をするものであります。

1ページをお願いいたします。新認定路線でありますけれども、町道3516号線から3520号線までの合計5路線を認定するものであります。起点、終点、延長、幅員等につきましては、省略をさせていただきます。

以上、説明とさせていただきますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第38号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第38号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第38号でございます。平成23年度板倉町一般会計補正予算の第2回目ということでもあります。

本補正予算につきましては、2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,601万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億7,099万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金に7万8,000円、県支出金に4,274万8,000円、財産収入に61万2,000円、寄附金に46万6,000円、繰越金に4,357万7,000円、諸収入に584万9,000円、町債に2,250万円をそれぞれ追加をし、国庫支出金を5,981万1,000円減額をするものであります。

歳出につきましては、総務費に1,385万3,000円、民生費に443万8,000円、衛生費に606万4,000円、労働費に919万2,000円、農林水産業費に1,980万2,000円、教育費に550万4,000円、災害復旧費に101万円をそれぞれ

れ追加し、議会費を122万6,000円、商工費の156万1,000円、土木費を105万7,000円減額するものでございます。

以上、一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げましたが、細部については各課長からご説明を申し上げたいと思いますので、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第38号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第2号）の細部につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条でございますとおり歳入歳出それぞれ5,601万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,099万4,000円とするものでございます。

また、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表にお示しをしているとおりでございます。

次に、地方債の補正でございます。第2条でございますとおり地方債の追加につきましては、5ページでございますが、第2表、地方債補正のとおりでございます。

なお、第1表、2ページから4ページでございますが、こちらにつきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでありますので、説明を省略させていただきまして、5ページの第2表、地方債補正をごらんいただきたいと思います。

第2表、地方債の補正でございますが、起債の目的でございます。公共事業等債でございますが、これにつきましては町長の冒頭のあいさつでも申し上げましたとおり、頭沼用水路を県営事業で施行することが決まりまして、それに伴います町負担金の財源に充当するための起債でございます。補正後の欄でございますとおり、2,250万円を追加するものでございます。

それでは、6ページ、7ページを省略いたしまして、8ページへお進みをいただきたいと思います。まず、歳入の項目ごとにご説明を申し上げます。まず、12款1項2目の農林水産業費負担金でございますが、7万8,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、仲井谷田承水溝遊水地の維持管理負担金として、館林からの負担を受け入れることによる追加でございます。

次に、14款1項1目民生費国庫負担金でございますが、こちらにつきましては6,034万2,000円の減額でございます。これにつきましては、子ども手当の負担金に係る部分でございますが、当初予算では県町村会の申し合わせによりまして、全額国庫負担があるものとして予算を計上いたしたところでございますので、これを現在の子ども手当制度の負担に應ずる形で今回減額措置をとらせていただくものでございます。

2項1目の教育費国庫補助金でございますが、53万1,000円の追加でございます。こちら説明にありますとおり、被災児童生徒就学支援等特例交付金といたしまして、53万1,000円の追加をいたすものでございます。

次に、15款1項1目民生費県負担金でございますが、3,017万1,000円の追加をいたすものでございます。こちらにつきましても子ども手当負担金の関係でございますが、現行制度に基づく負担金割に応じて県の負担金を追加いたすものでございます。

次に、9ページへお進みいただきたいと思います。2項3目の衛生費県補助金でございます。330万円の

追加でございます。こちらにつきましては、説明にありますとおり浄化槽設置整備事業費の補助金の追加でございます。

次に、4目の労働費県補助金でございます。919万2,000円の追加でございます。緊急雇用創出事業の補助金の追加でございます。

次に、7目の教育費県補助金でございますが、4万3,000円の追加でございます。こちらについては、尾瀬学校の補助金の追加ということでございます。

次に、3項の県委託金、3目土木費県委託金でございますが、4万2,000円の追加でございます。これにつきましては、都市計画基礎調査の委託金の追加でございます。

次に、16款2項1目の不動産売払収入でございますが、こちらにつきましては61万2,000円の追加でございます。これにつきましても普通財産売り払いによる歳入増に伴う追加でございます。

では、次の10ページをお願いいたします。17款1項1目一般寄附金43万7,000円の追加でございます。これにつきましては、群馬県労働者信用基金協会の解散に伴う寄附金でございます。

なお、ちなみに申し上げますと、この協会に対しまして、町からは41万8,000円の出捐をいたしておるところでございます。それと、そのほか東地区の青少推からの寄附金2万円もございまして、この金額の追加をいたすものでございます。

次に、2目の指定寄附金でございますが、2万9,000円の追加でございます。

次に、19款1項1目の繰越金でございます。4,357万7,000円を追加いたすものでございます。これにつきましては、今回補正の財源として充当するものでございます。

次に、20款5項3目の雑入でございますが、584万9,000円の追加でございます。内容につきましては、説明欄にありますとおり、群馬県の市町村振興協会災害見舞金100万円ほかでございます。

次に、11ページでございます。21款1項2目の農林水産業債でございます。2,250万円の追加でございます。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、頭沼用水路改修事業にかかわる負担金の財源に充当いたすものでございます。

以上、歳入の合計でございますが、今回の補正額が5,601万9,000円でございます。

それでは、12ページへお進みをいただきたいと思います。こちらからが歳出になりますけれども、各項目ごとの説明に入る前に、今回の補正のうち人件費の補正につきましてまずご説明を申し上げたいと思います。

今回の人件費補正につきましては、4月の人事異動、それから南小学校のいわゆる米飯給食の開始に伴います調理員の臨時雇用にかかわる賃金等の変動によるものでございます。それで申し上げますと、一般会計で838万9,000円を追加いたしまして、特別会計では675万円を減額するものでございます。この差額といたしますと、差し引き163万9,000円が追加されることになるものでございます。ということでございますので、以下人件費にかかわる部分の説明につきましては、省略をさせていただきたいと思います。

それでは、13ページをお願いいたします。2款1項1目の一般管理費でございますが、7万円の追加でございます。これにつきましては旅費の追加でございます。

次に、5目の財産管理費でございますが、190万円の追加でございます。内容的には18節の備品購入費の追加でございますが、町有財産の管理事業といたしまして、管理システムの購入費として190万円を追加するものでございます。

次に、10目の自治振興費でございます。484万9,000円の追加でございます。こちらは、19節負担金、補助金及び交付金の追加でございますが、説明欄でございますとおりコミュニティ助成事業の追加でございます。これにつきましては、各行政区の集会施設等の整備にかかわる事業の補助金でございます。

次に、13目交通対策費でございます。26万8,000円の追加でございますが、11節の追加でございますが、これにつきましては、交通指導員の育成事業費としての追加でございます。

次に、14目環境保全費として96万円の追加でございますが、こちらは18節の備品購入費として追加をするものでございまして、説明欄でございますとおり、空間放射線測定事業ということでの追加でございます。

では、14ページを省略いたしまして、15ページをお願いしたいと思います。まず、3款1項1目の社会福祉総務費でございますが、こちらは補正額が895万8,000円の追加となっておりますが、このうち人件費を除く部分を申し上げますと、説明欄でございます下の丸印でございますが、地域福祉活動推進事業費として12万8,000円を追加いたすものでございます。これにつきましては、遺族援護ということで、遺族会への補助金の追加でございます。

次に、2目の高齢者福祉費でございますが、526万8,000円の減額でございます。これは、介護保険特別会計繰出金の減額によるものでございます。

次に、3目の障害者福祉費でございますが、2万4,000円の減額でございます。内容的には、13節委託料に27万6,000円を追加いたしまして、19節では30万円を減額するものでございまして、その差額2万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。2項3目保育園費でございますが、補正額75万円のうち、これも人件費を除く部分をご説明申し上げますと、18設備品購入費で21万円を追加いたすものでございます。これにつきましては、説明欄でございますとおり、冷蔵庫の購入費としての追加でございます。

次に、4目児童福祉施設費でございますが、81万3,000円の追加でございます。こちらにつきましては、11節需用費で71万円、15節工事請負費で10万3,000円を追加するものでございまして、内容的には浄化槽の修繕料、それからエアコンの取り付け工事費の追加でございます。

続きまして、18ページまで飛ばさせていただきまして、18ページをごらんになっていただきたいと思えます。4款1項3目の環境衛生費でございますが、330万円の追加でございます。これも19節で330万円を追加するものでございますが、歳入のところで説明いたしましたとおり浄化槽の補助事業費の追加ということでございます。

次に、19ページをお願いいたします。5款1項1目労働諸費でございますが、919万2,000円の追加でございます。こちらにつきましては、13節委託料の追加でございますが、説明欄でございますとおり、緊急雇用創出事業でございますけれども、公有財産台帳整備の業務委託料といたしましての追加でございます。これは、補助金の充当100%でございます。

次に、21ページをお願いいたします。6款1項5目の農地費でございますが、補正額2,515万6,000円の追加でございます。これにつきましては、11節では15万6,000円、19節の負担金、補助金及び交付金では2,500万円の追加ということでございますが、説明欄でございますとおり、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業ということでございますが、これが先ほどから申し上げます頭沼用水路の改修事業にかかわる負担金でございますが、2,500万円を追加するものでございます。

それと、もう一点が、農地防災遊水地の維持管理事業費として15万6,000円を追加するものでございます。

では、22ページをお願いいたします。7款1項2目の商工業振興費でございますが、70万円の追加でございます。これにつきましては、22節補償、補填及び賠償金で70万円を追加するものでございまして、説明欄にございまして、小口資金の融資損失補償金としての追加でございます。

では、24ページまでお進みをいただきたいと思います。8款2項2目の道路維持費でございますが、300万円の追加でございます。これは15節工事請負費で追加をいたすものでございまして、これは過日発生いたしましたニュータウン前の交通事故に対応する交通安全施設工事費としての追加でございます。

それでは、27ページまでお進みをいただきたいと思います。10款2項2目の教育振興費でございますが、39万6,000円の追加でございます。14節で4万3,000円、20節で35万3,000円でございますが、説明欄にございまして、尾瀬学校事業で4万3,000円、それから被災児童の就学支援事業で35万3,000円を追加をするものでございます。

では、28ページをお願いいたします。10款3項2目の教育振興費でございますが、17万8,000円の追加でございます。こちら20節扶助費で17万8,000円を追加するものでございまして、小学校費と同様でございまして、被災生徒の援助費としての追加でございます。

次に、29ページをお願いいたします。4項8目北部公民管費でございますが、65万6,000円の追加でございます。こちらにつきましては、11節で65万6,000円を追加するものでございまして、1階ロビーエアコンの修繕料としての追加でございます。

では、30ページをお願いいたします。最後になりますが、11款2項1目厚生労働施設災害復旧費でございますが、101万円の追加でございます。11節需用費で追加するわけでございますが、説明欄にございまして、老人福祉センターの屋根がわらの破損の修繕料として追加をいたすものでございます。

以上、歳出合計が5,601万9,000円ということでございます。

ちなみに、今回の補正の財源内訳を申し上げますと、国庫支出金、県支出金等の特定財源が1,139万3,000円、一般財源の充当が4,462万6,000円ということになってございます。

それから、31ページには地方債の現在高の見込みに関する調書が添付されておりますが、こちらにつきましては後ほどお目通しいただければと思いますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 5番、小森谷幸雄でございます。13ページの件でお尋ねをします。

14目環境保全費ということで、放射線測定器購入費ということで96万円計上されておるわけでございます。多分町民の皆さんから役場にいろいろ問い合わせがあった中で、役場の対応として機器を購入して、そのデータを基本的には情報公開していこうということだと思っております。基本的には、新聞などを見ますと、群馬県邑楽東部ですと、邑楽町で観測されている数値が日々公表されているように私は感じておるわけでございます。多分この簡易測定器になると思いますので、その辺の公式的な数字との誤差、そういったものの調整が発生してくるであろうというふうに考えられますし、何台買ったかちょっとわかりませんが、今度

は町内での測定機器の運用ということになりますが、とったデータをどこが管理して、どういう形で町民のほうに情報公開をしていくのかという点が多分求められるであろうというふうに思うのですが、その運用形態ですか、はかった数値の信憑性の問題、あるいは観測地点、そういった情報を学校とかいろんなところに、多分お問い合わせが来て、その対応ということで機器を購入されたと思うのですが、そういったいわゆる運用の仕組みとデータ公開、その告知でございますか、そういった一連の流れをどのように考えておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問ですが、基本的には学校関係は非常に問い合わせが多いということで、空間の放射線をはかる測定器を購入したいなと思っております。環境水道課のほうで一応管理をしまして、できれば職員と、それと学校の関係者で測定をしたいと思っております。

この測定器につきましては、ピンからキリまであるものですから、何とも言えないのですが、できるだけ、先ほど言われました邑楽町の測定していますサーベイメーターというのですが、これは簡易な測定器なのですが、それとほぼ同じ、同等のものを購入したいと思っております。これからそのメーカーと交渉しまして、値段的にはちょっとはつきりまだ出てこないものですから、できれば5台程度を購入できればというふうに思っておりますし、測定場所につきましては学校、小中学校の校庭の真ん中で、地表、それと50センチ、1メートルと、そういう3段階で測定をしていきたいと思っております。

ちなみに、この測定の件数というのですか、これにつきましてはサーベイメーターというのとモニタリングというのですか、前橋のほうもはかっているのですが、非常に誤差がございます。ただ、町とすればやはり安心、安全、1度はかって、これも町民の皆様方に公表をしなければならないと思っていますので、できる限り早く購入をして、早く実施したいのですが、なかなか全国からその測定器を購入したいということで、すぐには手に入りません。予定とすれば、今月の下旬、あるいは7月に1回目をはかれればなと思っておりますが、いずれにしても機械が来ないことにははかれませんので、そんなことで測定をして、町のホームページで公表していきたいと思っております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） これについては、一般質問のほうでも出ていたような感じもするのですが、現在郡内の市町村でも単独市町としてはかっているところというのは館林市と、邑楽は県の関係ではかっているという話は受けております。館林市は買えないという状況の中正田醤油さんの特定の販路が特殊な関係を持っていることで、イギリスから入手した機械で測定しているというような話も聞いておりますし、ちょっといろいろはつきりした情報は入っておりませんが、基本的には単独町では測定しているところはまだ現状においても非常に少ない。その原因をいろいろ聞いてみますと、先ほど議員さんがご心配のように、データが正確ではないことに対する発表の際の難しさ、したがって例えば館林さん等についても、この間、一番最新の情報をうちのほうも議会があるから、データがあつたらくれということでお願いしたら、持たしてよこしたのですが、私が役場に到着する時点までのわずか30分ぐらいの時間で、これは1回館林で測定したものを県

に送って、いわゆる調整をしないと、例えば高い場合には時として大きな風評被害の源を行政が発するような状況になってしまうということで、慎重を期すので、公表は控えてほしいみたいな、非常にそういうことで、既に継続をしているところにおいてもいろんな意味の難しさを考えながら、微妙な調整をしながらというところがございます。

基本的には、これからそういうデータの公開をどうするのか、告知をどうするのか、先ほどいろんな質問をされましたが、そういう微妙な問題ですので、まだ機械の購入をするということも、さっき聞いてみましたら、とりあえず1台が、一番早く来るのがさっきの話だそうですから。それとて、来てみなければわからないということですので、いずれにしても基本的には県の公表する、毎日、新聞等を含めて発表されるもので、当然現場しのぎながら、あとはやっぱりその測定がちゃんと我が町でできるようになって、告知する場合、この機械で測定した場合ということで公表していくのか、調整をするのか、あるいは1回はかってみたらこの場所だけこの機械では高かったと、県に依頼をして同じ場所を計測してもらおうとか、いろんな手法があるかと思しますので、間違っても風評被害の源みたいなもの、過大なご心配をおかけしないように、なおかつ正確に現状を発表できるように、また購入までに多少期間もあるようですので、議員さんのご意見等を聞きながら対処して、その公表に際しての難しさの問題には対処してまいりたいというふうに思っております。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑はありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 13ページのコミュニティ助成事業の魅力あるコミュニティと、それから一般コミュニティの両方の説明をお願いしたいということと、それから27ページの被災児童就学支援事業と28ページの被災生徒就学支援事業の説明をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） まず、名称の違いですけれども、これについて触れさせていただきます。

魅力あるコミュニティ事業につきましては、いわゆる宝くじの関係ですけれども、両方とも宝くじの関係ですけれども、県のほうに公益財団を設けている具体的には市町村の振興協会が行っている、窓口になっている事業だということです。

それと、一般コミュニティ事業については、全国の自治のセンターがやっている、中身は同じ宝くじの関係です。扱っている宝くじは、県のほうはサマージャンボのほうが中心だと、全国のほうはすべて扱っていると、そういうものになっています。

今回具体的にここに載っていますのは、魅力あるコミュニティづくりについては、第6行政区のトイレの改修等に係る費用です。それと、下の関係につきましては、一般のコミュニティ事業につきましては、第27区の自主防災組織のいわゆる発電機等を備えたいというものが一部含まれています。それと、第21行政区、25行政区、27行政区がエアコン等を整備したいということで、今回申請して認められた事業ということでなっています。歳入歳出もこの金額が動くという状況ですので、よろしく申し上げます。

なお、この事業につきましては、過去ずっと取り組んでいる事業ですけれども、毎年毎年申請する行政区が多くなってきている状況ではあります。これらについては、一通り終わるまで毎年行政区長さんのほうに

こういう事業がありますよということをお伝えして、募集を行って進めていると、そういう事業ですので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 2番目の質問の27ページの被災児童関係の事業ですけれども、こちらは板倉町に小学生が4名、それと中学生が1名、合計5名の子供たちが来られました。各学校に通ったわけなのですが、そのときの給食費や学校で使う用具類の金額の合計となります。

なお、こちらの金額は、国のほうから手当てがされるということになっております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） それは、27のほうと同じものですか。28のほうもお願いします。

そして、何名ぐらい。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 失礼しました。同じです。同じものです。

さっき言いましたように、小学生が4名、中学生1名、合計5名です。

○10番（秋山豊子さん） それは、今は……

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 現在はおりません。

帰られました。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○10番（秋山豊子さん） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑はありませんか。

延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 4番、延山です。小森谷議員さんの質問と関連するわけなのですが、空間放射線の測定事業ということで、機械を購入する予定なのですが、これは空間測定ということで、その機械の場合は、その時とか、また場所、その時間、それによってかなり数字、データが変わってくるかなと思うのです。また、もう一つ非常に心配だということは、できたら生産物、この検体を測定できる、そのような機械がどうしてもこれ必要になってくるのかなと、そんなふうに思うのです。やはり先ほどの質問と同じように、そのときのデータによっての風評というのは、当然これはあり得ることなのですが、やっぱり安全、安心して品物も出荷できるということにもこれは影響してくるということですので、その辺のところも今後十分検討していただきたいということです。

それと、もう一点なのですが、浄化槽のエコ事業ということで330万円追加が出たのですが、当然今までも浄化槽につきましては補助金が交付されていた。エコということの名前が非常に流行しています。そのエコの補助金というふうな意味合いなのですが、どのような意味合いの中での追加予算かなということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 最初の空間測定の関係ですが、作物それと空気、いろいろ測定器があるのですが、今回の購入するものは作物、そういう測定はできないものです。ですから、あくまでも空間の測定をするものでございますので、実際町も水の検査をやっておりますが、その測定器も約5,000万円するそうですので、作物についてはちょっと詳しくわかりませんが、今回購入しようとしているものはあくまでも空気中の測定器ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、2点目のエコ補助金330万円の追加ということですが、これは群馬県が特に水の雑排水、汚れをきれいにしたいと、それで放流したいということもありまして、群馬県が汚水の処理率というのですか、それが非常に低いということで、知事もこのエコ補助金、これを群馬県がぜひやっていただきたいということで、こういう補助金を1年間、今年限りですけれども、水をきれいにするためにやりましょうということで、実際具体的に言いますと、1基10万円。この目的については、単独処理浄化槽あるいはくみ取りの便槽から合併の処理浄化槽へ転換、切りかえ、それをする、今年のみなのですが1基10万円、それが受けられますよというような制度でございます。

ちなみに、町としても1軒でも多く水をきれいにさせていただくために、33軒予定をしております。合計で330万円というふうなことでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） ということは、この合併浄化槽のエコとついてはありますが、実質は同じ合併浄化槽が入る、それに対してプラス10万円がつくと、そういうふうな意味になるわけですね。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 済みません。現在も転換でやられている方、プラス10万円がつくというふうなことでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 2つほどお聞きしたいのですが、1つはここの21ページの農地費、これの財源ですが、これは2,250万円。これは町債から手当てするということなのですか、これは町債を発行して借りたほうが、これは得だからやるのかなと思うのですが、その理由。それと、借る場合には、この利率というのは幾らなのか、どこから借り入れ、引き受けてもらうのか。これ町債の発行です。その辺のところを説明いただきたいと思うのです。町債を発行する理由です。

それと、もう一つは、13ページに財産管理費のシステム購入費というのが190万円ですか、載っています。それと関連して、19ページの労働費のところには公有財産台帳整備業務委託料というのが900万円ほど載っておるわけですが、これとの関係、これをもっと具体的に説明していただきたいと思うのですが、これの委託先はどこなのかとか、何でこれは委託しなくてはならないのか、今までこれはどういうふうに行っていたのか、その辺のことも含めて説明いただきたいと思うのですが、

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

まず、町債の発行理由でございますが、議員がご指摘のとおり起債借入れをしたほうが有利という判断をいたしております。これにつきましては、公共事業等債を借り入れるということでございまして、この頭沼用水路の改修事業の事業費が、県営でございますが総額で1億円という計画でございます。そのうちの50%が国費です。国の補助です。残る5,000万円のうちの半分を県が負担すると、残りを地元ということで、4分の1の2,500万円を町が負担をするということになっておりますが、そのうち90%は起債が可能でございます。利率については、これから起債を協議、今日補正予算を通していただいたら起債を協議することになりますので、確定した金利は申し上げられませんが、機構資金等の借り入れを想定いたしております。現在の金利でいきますと、1.2%ぐらいの利率で調達ができるかなというふうに考えております。それがまず1点目のお答えです。

それと、2点目の財産管理システムの購入と、それからいわゆる公有財産の管理業務の委託の関係でございますが、これまでの管理のあり方がどうだったということから申し上げますけれども、これまでの公有財産の管理につきましては、いわゆる町の財務規則等で規定されている管理のあり方になかなか到達しない状況が続いておりました。これは長い歴史の中では、昭和30年に板倉町が合併をして誕生しておるわけでございますが、それ以前の時代、いわゆる合併前の4つの村の時代当時のいわゆる公有財産が、明確に確認がされていなかったという部分がございます。そういったものを今後はきちっと管理をしていく必要が当然あるわけでありまして、我々とすればシラミつぶしに一つ残らず町の公有財産を洗い出しをしたいということで作業を進めております。

そういう中で今回新たなシステムなり委託業務で作業を進めることでございますけれども、この委託につきましては、具体的な企業は、まだ予算もこれから決定していただくものですから、具体的な名称は申し上げませんが、現在課税の業務等で委託をしている企業ということでご理解をいただければと思いますが、そこがいわゆる土地関係のデータはすべて委託で管理しております。

その中から町有地として、いわゆる権利が登記されている土地等があるわけですから、それを引き出すと。ただ、今度問題は、いわゆるデータ上はございますけれども、図面上どこにその土地が所在するか、そういったものも洗い出しをしていく必要が当然あります。それをやっていくということになりますと、もう膨大な作業になります。町道敷だけ考えても細切れの買収をしてきているわけですから、相当の筆数もあります。そういったものを全部整理をして、各所管ごと、いわば道路敷、道路用地での管理、あるいは教育財産としての管理等々その所管ごとに分類をする必要も当然あります。

そういった作業をする上で、たまたま緊急雇用対策事業が今年度最終年度でありますけれども、この委託に活用できるということが確認がとれましたので、早速その緊急雇用対策事業の追加として県のほうに協議をいたしましたら、補助の対象にできるという回答を得られたものですから、この補助制度を使いまして、外注で作業をしていただくと。それで、整ったデータベース化されたものを今度はこの庁舎内部で運用していくわけでございますけれども、その運用するためのソフトを13ページにあります管理システムの購入予算で購入をして、以後の運用を図っていくと。1度整理されたデータベースにつきましては、以後の移動につ

きましては、いわゆる担当の係で加除は十分可能かなというふうに思っております。

どんな内容でその委託をするかと申しますと、地番図データ及び各種台帳との照合、写真判読、公共資産位置データ作成、現地確認調査、公会計必要項目データ作成云々ということでございまして、相当細かい作業を強いられます。ということでもありますので、この緊急雇用対策事業が存続している期間中に実施することが、町にとっては費用負担それから労力の負担等を考えますと、非常に有利であるという判断をいたしまして、今回補正予算に計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 第1点目のその町債の発行ですけれども、これはさっき理由としては有利だからということで借り入れる、その有利な理由なのです。これは、さっき言った4分の1、町負担分の町債発行して手当てすると、後で交付税で措置してくれるとか、何かそういう有利な点があるのか。ただ、借りてまた返すのだったら、あるお金で使ってしまったって私は同じだと思うのです。利息分だけ、たとえ1.2%でも何か無駄になってしまうのではないかなと思うのですけれども、その有利だという理由をもう一回説明いただきたいのと、2点目の公有財産の管理の委託先というのは、それは測量事務所とか司法書士とか、そういったような両方持っているところにでも頼むとか、そういうことになるのかと思うのですけれども、それはこの900万円ですべてのことをやってもらえるのですか。やってもらえないとすれば、とりあえず今回はこういう緊急雇用対策事業というお金が来たので、その金をとりあえず使って、これをまず入り口に使って、今後継続的に整備していくのには3年も5年もかかって、もっとお金がかかるというようなことも想定しているのかその辺のことも。たった900万円、それが先ほど言ったかなり面倒な作業だという話を聞くと、何かすべてのものが引き受けてもらえるのかどうか、その辺のところはどうなっているのですか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） まず、1点目についてお答えしますが、議員がおっしゃるとおり交付税措置が受けられます。そういったことがありますので、金利負担を勘案しても将来的に有利だということの判断でございます。

それと、2点目でございますが、これにつきましては、当然委託先に予定している業者、これは議員がおっしゃるような司法書士とかその辺の測量会社ではございませんで、もう少し規模の大きい、航空写真もきちっとするような、そういった企業でございます。当然その企業に委託をして、課税関係等も一部仕事をやっておりますけれども、そこからデータが引っ張れるということで、非常にそのデータのやりとりは簡便にできるということで、その業者を委託先として現在考えております。

その919万円の委託料の作業の内訳は、先ほど項目を幾つか申し上げましたけれども、要はこの緊急雇用対策事業の補助金を委託費としてその相手先に支払いをしますが、その相手先はその委託金を使って、現在の計画ですと6人の雇用を確保して作業を進めるという計画になっております。今年度の単年度1年だけで、我々が想定している内容はすべて完了ができるという前提で、相手先とは協議ができております。そういったことで、後年度に継続して高額な費用負担が強いられるとすれば、このところで踏み込めなかったのかなということで考えておりますので、以後の費用負担につきましては、先ほど申し上げましたとおり、その

公有財産の移動が生ずるたびに担当の職員がシステム上から土地の移動なり建物の取得、あるいは滅失等を入力作業する程度で、財産管理は継続できるということでございます。ですから、必要な土台は今年度ですべてできるということでありますので、その点をご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 1番、今村です。今の関連なのですけれども、このシステムをつくると、今町が考えている制度のものができ上がるという課長の説明なのですが、それができ上がったときにどう有効に町はそれをつくっていくのか。例えば、交付税の算定基礎の中にそれが当然入ってくるのかどうか。

それと、もう一点、現地確認が非常に難しいというふうに私は考えております。合併以来、道路買収だとか水路買収も含めてですが、未登記の部分が相当あるのかなというふうに思います。そういうものの処理はどのようにするか。今回それをどういうふうな形でそのシステムに乗っけていくのか、その辺が非常に厳しいものがあるのかなというふうに思います。

1点提案なのですけれども、どこの自治体でもなかなか進まないの、取り組んでいないと思うのですが、国土調査、これは明和等については少しずつでも取り組んでいると思うのですが、それを国土調査をかけて、ちょっとやっぱり時間はかかりますけれども、しっかりとその辺のデータを蓄積していくというほうが、場合によっては賢明なところもあるのかなと。これは民間の土地も巻き込めますので、進みは非常に遅いと、費用もかかるということで、どこの市町村もなかなか難しいと思うのですが、ここである程度800万円なり900万円かけて町が要求するデータがすべて整うのであれば、この予算を使ってもいいと思うのですが、なかなかそれが後で使い勝手が悪いとか、精度が悪いとかそういう場合については、ちょっと待っても国土調査でしっかり調査をしていくと、そういう選択肢もあるのかなというふうに思うのですが、その辺どう考えているのかお尋ねをしたいと思います。

それと、もう一点、簡単な話なのですが、事故によるニュータウン内の交通安全工事、これは300万円なのですけれども、どんな工事をするのか、景観も含めて考えられていると思いますので、その辺の工事内容を教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） まず、1点目の関係でございます。

議員がおっしゃるとおり、現地調査等非常に大変かなというふうは考えております。未登記の関係も当然承知をいたしております。これを今回何でやるのかということをお申し上げますと、1つにはいわゆる新公会計制度が入ってきております。新公会計制度の中では、当然資産、負債、そういったものを整理をすることになっておりまして、21年度から公表をいたしております。その中で本当に売れるかどうかはわかりませんが、売却可能資産を洗い出せという項目がございます。現時点では、いわゆる固定資産税の評価額を当面は使っていていいよということになっておりますけれども、年々これについてもいわゆる時価相場等の評価を加えて、正確性を高めろというふうに、精度を上げろというような指示が総務省からも出されております。

もう一つ加えますと、最近の話でありますけれども、農地防災事業の県営附帯事業で水路の改修工事をする工事予定箇所で、板倉町町有の宅地が出てきたとか、あるいは思いもよらないところにやはり板倉町所有の宅地が出てきたというようなことが実際にありました。それにつきましては、過去管財の所管で、いわゆる台帳的なものは細々と整備はされ続けてきてはありましたけれども、全くそういったものがなかったと。いわゆる事業者からここに町の土地があるのですけれどもというようなことで、恐らく農地防災の関係で出てきた土地は、農地のご真ん中にぽつんと、たしか3坪ぐらいの土地が宅地だったと、ただそれも一応公有財産でありますので、我々とするとおろそかにできないというところもあります。そういったものもありまして、いろいろ頭を悩ませておったのですが、いろいろ緊急雇用対策事業等で何かやれないかとか、調べた結果で、今回使えらう。緊急雇用対策事業は、ご承知のとおり今年度が最終年度ということになっておりますので、この期を逃すとなかなか900万円もの補助金も見つからないということもあったものですから、今回やろうと。現地の確認については、どんなものが調査の結果で出てくるかによって、対処しなければならぬかなと思っています。

それと、未登記につきましては、道路敷については、都市建設課のほうが未登記の道路敷用地については一応データを持っていますので、とりあえずこの取り扱いにつきましては、やはり所有権移転が完了したのからそのデータベース化、データとして取り込むしか方法がないのかなというふう到现在判断いたしておりますが、毎年わずかではありますけれども、長い間未登記のままであった道路敷が少しずつ所有権移転も進められておりますので、今後相当な年数がかかってしまうかとは思いますが、それは順次データとして取り込んでいくしかないのかなというふうに思っています。

国土調査につきましては、おっしゃられるとおり、これができるかと非常にすっきりするというのはわかっておりますが、なかなか役場庁舎内でも国土調査の実施については具体的な議論まで進まない状況でありまして、今後の課題としか今のところお答えのしようがないということで、今日のところはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） ニュータウン内の交通安全対策の工事の内容でありますけれども、事故発生後に警察のほうと現地診断を行いまして、警察のほうと協議をしてきまして、協議内容がまとまりましたので、今回安全対策工事を実施するわけでありますけれども、基本的にはこれまでであった外側線あるいはゼブラの囲い等が消えていますので、引き直しをするという内容であります。

それから、引き直しと路面補修、ここの区間に、泉野川がこの道路を横断していますけれども、泉野川の橋台に段差ができていて、あるいはマンホールが何カ所かありますけれども、その段差がありますので、マンホールの段差解消、それから橋梁の取り付けの段差解消、それから引き直しということで外側線、あるいはゼブラ、そういうものを今回安全対策工事ということでやっていくということで、計画をしております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） ほぼ了解をいたしました。

しかし、国土調査については、ぜひ庁内で議論をしていただいて、どういう形で進めるか、もう少し手がける時期かなというふうに思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

あと1点、課長のほうから答弁がなかったのですが、これをしっかり調査することによって交付税の算定基礎の中に当然入ってくると思うのですが、これが逆に今考えられている道路の延長と幅員だとか、水路の幅員と延長だけ掛けたもので算出されたものと、実際調査したものがしっかり出てくると、この辺の誤差は当然出てくるのだと思うのですが、どうなのですか。交付税は減ってしまうのですか、増えますか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 済みません。大ざっぱに申し上げますと、国税の算定のもとになっていまず道路の延長とか、あとは公園関係とか、いろいろありますけれども、現在はとりあえず登記簿の面積でとっているもの、それから道路関係については、延長、幅員でとっています。ですから、そんなに極端にこの調査結果が現在の算定の基礎になっている施設関係に影響は及ばないのかなと。私が考えるには、いわゆる普通財産的なものが相当ちらほら出てくるのではないのかなと、どこにあるかわからないようなものが。

あと、言うなれば、一つの土地を全面的に使っていないものとかございます。例えば一つの土地の一部だけを行政財産として、例えば保育園の用地で使っていると、そういったところについては少し確認をしながら、実際に行政財産として使っている部分の面積を確定するとかが出てくるかと思えます。そうなったときには、そこでは面積に変動等が出てくる可能性は多分にあるかなというふうに思っています。

ただ、総じて申し上げますと、それほど交付税の算定には影響は出ないであろうという、そういう課内の検討の結果が一つ出ておりますので、それほど交付税に関しては心配はないのかなというふうには思っております。そんなところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

市川初江さん。

○8番（市川初江さん） 8番、市川です。1点だけお伺いいたします。

30ページをお願いいたします。ここに老人福祉センター災害復旧事業ということで101万円ほど追加予算になっておりますけれども、修繕料というふうに書いてございますので、どこをどのように修繕なさるのか、ちょっとご説明をしていただけたらと思えます。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 老人福祉センターの修繕ですけれども、北側なのですが、北側の屋根の一部分なのですけれども、かわらがちょうど落ちかけていますので、そこを修繕をかける予定です。ちょうど寡婦会が調理している部分ですか、その北側の屋根になります。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○8番（市川初江さん） 結構です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 市川議員の関連なのですけれども、板倉町でもあちこち屋根瓦が壊れて、保険に入っているということで大体保険で直るのではないかと考えています。そんな中で、この公共物も恐らく保険に入っていて、保険で修理ができるのだと思いますけれども、保険に入っていない場合、自分らの金で、自分たちでということですが、町のお金で直すのですか。大概ああいう公共物というのは保険に入っていて、それ相当の保険がおりると思うのですけれども、その辺のことをちょっと。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

今回の震災に伴います被害につきましては、通常の災害と違いまして、やはり議員がおっしゃられている保険、共済制度があるのですが、そちらからの給付が見舞金という給付になります。ですから、通常の保障とはその割合的には大分低い内容であります。今回その手順を申し上げますと、とりあえず町でかかる費用をもって修繕を進めると。今度は施設ごとにそれぞれ幾らの修繕費用がかかったかを集計いたしまして、請求をする、そういう形になっています。その共済を運営する上の母体におきましては、地震に対する、いわゆる保障の割合、上限というのが決まっています。国策であります地震保険のいわゆる保険の支払総額が1地震で4兆5,000億円だったか7,000億円だったかという制限があるのと同じように、その共済制度の中でも地震の場合の支払い額というのは上限が定めてあります。ですから、各市町村の公共施設の補修に伴う、いわゆる見舞金の請求が上がっていった場合に、制限額を超えると、超えた部分は一律にカットされて支払いがされるというような形で、全然ゼロではございませんけれども、通常の災害、火災とかあるいは風水害と比べますと、いわゆる保障の割合が非常に低いと。ですから、今回の地震は相当広範囲に被災されていますので、余り見舞金も期待ができないかなというふうに考えています。そんなところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 保険にもいろいろあると思うのですけれども、そうすると公共物なんかは共済保険というのにみんな入っているのですか。一般の家庭は、農協なんかを利用して入っているけれども、掛金等も多少違うんで、そのあれも違ってくると思うのですけれども。では、万が一の人身事故でも起きた場合、大変ですね、その公共物の場合は。福祉センターで、そんなこともないと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 町の施設が加入をしている制度は、いわゆる民間の損保会社とか、そういうのではなくて、町村会ですか、そういったものが運営する組織であります。正式名称は、ちょっと資料を持っていないので申し上げられないのですが、公共施設だけしか入れない。それも民間の保険会社ではない組織です。ですから、それとは別に、人の災害等につきましては、また別途総合保険も町としては加入していますので、そういった面での保障も備えとしてはありますので、十分な保障が得られるかどうか、その場その場になってみないとわからないところもありますけれども、一応そういったときの備えとしては、保険制度にも加入をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○11番（荻野美友君） はい、結構です。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時15分より再開いたします。

休 憩 （午前11時05分）

---

再 開 （午前11時15分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

---

### ○議案第39号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第39号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第39号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由です。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ675万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,494万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金から98万8,000円、県支出金から49万4,000円、繰入金から526万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に392万円を追加し、地域支援事業費から1,067万円を減額するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

〔健康介護課長（小嶋 栄君）登壇〕

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第39号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今般の補正につきましては、4月の職員人事異動によります人件費の補正でございます。2ページから5ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入ですが、職員人件費に係る国庫、県補助対象分の減額並びに一般会計繰入金金の減額でございます。国庫につきましては40%の補助率、県補助につきましては20%の減額でございます。

続きまして、7ページ、8ページの歳出で、それぞれ人件費の削減にかかわる補正でございます。

以上、簡単ではございますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○答弁の補足と訂正

○議長（野中嘉之君） ここで、議案第36号の延山宗一君の質問に対して、教育委員会事務局長より答弁があります。

根岸教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇〕

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） それでは、先ほど延山議員さんのほうからご質問のありました板倉中学校の工事費の内訳ということでお答えをしたいと思います。

種類が3種類、耐震、改修、増築とありますけれども、まず耐震の部分ですが、443万1,000円。続いて、改修の部分ですけれども、7,342万6,500円。そして、増築の部分になりますが、1,139万2,500円。これは、いずれも税込み価格となります。という内訳となります。

また、別件になりますが、先ほど秋山議員さんにお答えをいたしました被災者、子供の関係なのですが、資料をもう一度確認いたしましたら、現在南小学校に1年生が1人、3年生が1人、計2名、町全体で2名まだ残っているということですので、訂正をさせていただきます。

---

○発議第4号 合併問題特別委員会の設置について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、発議第4号 合併問題特別委員会の設置についてを議題といたします。  
お諮りいたします。合併問題について、審査、調査研究をしていくため、11人の委員で構成する合併問題特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

本案については、11人の委員で構成する合併問題特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

○発議第5号 議会改革特別委員会の設置について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、発議第5号 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。  
お諮りいたします。議会改革について、審査、調査研究をしていくため、11人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

本案については、11人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

○発議第6号 板倉ニュータウン企業誘致特別委員会の設置について

○議長（野中嘉之君） 日程第13、発議第6号 板倉ニュータウン企業誘致特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。板倉ニュータウン事業の推進及び板倉ニュータウン内への企業誘致について審査、調査研究をしていくため、6人の委員で構成する板倉ニュータウン企業誘致特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

本案については、6人の委員で構成する板倉ニュータウン企業誘致特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

○発議第7号 板倉高校教育環境対策特別委員会の設置について

○議長（野中嘉之君） 日程第14、発議第7号 板倉高校教育環境対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。板倉高校の教育環境対策について、審査、調査研究をしていくため、6人の委員で構成する板倉高校教育環境対策特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査をすることにいたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

本案については、6人の委員会で構成する板倉町高校教育環境対策特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

#### ○発議第8号 議会広報特別委員会の設置について

○議長（野中嘉之君） 日程第15、発議第8号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会広報の発行に関する、審査、調査研究をしていくため、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査をすることにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

本案については、6人の委員会で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究の終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時26分）

---

再 開 （午前11時26分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

#### ○農業委員会委員の推薦について

○議長（野中嘉之君） 日程第16、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員は3人とし、板倉町大字下五箇1749番地、荒井嘉一郎君、板倉町大字海老瀬7637番地の1、間明田静枝さん、板倉町大字飯野1970番地、木村由紀子さん、以上の方を板倉町農業委員会の委員に推薦したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会は3人とし、ただいま指名いたしました荒井嘉一郎君、間明田静枝さん、木村由紀子さん、以上の方を推薦することに決定いたしました。

---

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時28分）